



すみりんニュース No.82

編集・発行：公益財団法人住吉隣保事業推進協会

編集発行人：理事長 友永健三

*機関紙『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

〒558-0054

大阪府住吉区帝塚山 東 5-6-15

TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

■誰もが自分らしく輝ける地域の実現をめざして

— 全国水平社創立100年の年、2022年の年頭に当たってのごあいさつ

友永健三(公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長)……2-3

■第29回住吉・住之江じんけんのつどい「新型コロナウイルスと人権～地域のちからで乗り越えよう～」

講師 西脇邦雄さん(大阪経済法科大学法学部教授)……3-6

■連載Vo.6 けんぞうの視点

教育・啓発・仕事に力点を!! ～『冬の海 一部落解放への道』放映50年にあたって／友永健三 ……7-14

■住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお礼とご寄付のお願い……15

2021年度 賛助会員を募集しています!……15

クレジット決済によりご寄付・賛助会費の納入ができます!……15-16

講座のご案内……16

この号では、友永理事長による年頭のあいさつと 2021年12月4日に開催した 第29回住吉・住之江じんけんのつどい「新型コロナウイルスと人権～地域のちからで乗り越えよう～」の報告を掲載しています。じんけんのつどいは住吉小学校を会場にし、すみよし隣保館 寿 でも視聴していただけるように同時配信しました。当日は、約150人が参加しました。

(事務局)



誰もが自分らしく輝ける地域の実現をめざして

— 全国水平社創立100年の年、2022年の年頭にあたったのごあいさつ —

ともなげけんぞう こうざい すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい り じ ちよう
友永健三（〈公財〉住吉隣保事業推進協会理事長）

す さ ねん ふ かえ とき しんがた ころ な う いる す
過ぎ去った 2021年を振り返った時、新型コロナウイルス
かんせんしょう えん しよこんなん み ま ねん
感染症のまん延がもたらした諸困難に見舞われた1年であ
りました。このようななかではありましたが、（公財）住吉隣保事
ぎょうすいしんきょうかい すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしん せん た ー りん
業推進協会は、住吉隣保事業推進センター（すみよし隣
ぼ かん ことぶき きよてん そうごうせいかつそうだん じ ぎょう こ がくしゅう
保館 寿）を拠点に、総合生活相談事業、子どもの学習
し えん じ ぎょう ことぶき りょうりしよくどう しよ じ ぎょう かいさいけい
支援事業、寿 こども料理食堂などの諸事業を（開催形
たい へんこう く ふう けいぞく
態の変更をするなど工夫をしながら）継続してきました。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症のまん延が一時的
おさ さくねん かつ にち りん ぼ かん ことぶき
に収まっていた昨年11月7日には、すみよし隣保館 寿 に
すみよしりん ぼ かん そうりつ しゅうねん き ねんしきてん き ねん しん ぼ じ じう
おいて住吉隣保館創立60周年記念式典と記念シンポジウ
む めい さん か おんらいん ばん 含む を いただく 中で開催す
ることができました。

この記念式典では、部落解放同盟大阪府連合会や住吉
く やくしよなどかくだんたい だいひょう こころ しゆく じ
区役所等各団体のご代表 から、心のこもった祝辞をいた
だき、長年にわたって財団を支えていただいた理事・監事・
ひやう ぎ いん みなさま かんしやじよう き ねん しな なか ねん
評議員の皆様へ感謝状と記念の品を、また長年にわたっ
て財政面でご支援をいただいている（一財）住吉村常盤会
かんしやじよう わた き ねんしきてん ひ つづ
に感謝状をお渡しすることができました。記念式典に引き続
かいさい しん ぼ じ じう とうざいだん じ ぞく かのう
き開催したシンポジウムでは、これからの当財団の持続可能
じ ぎょうてんかい やくだ し さ あらた
な事業展開に役立つ示唆をいただくことができました。改
め、当日ご参加いただきました皆様とシンポジウムの報告
しゃ れい もう あ
者にお礼を申し上げます。

さて、新しく迎えました 2022年は、1922年3月3日に京
と おかざきこうかいどう ぜんこくすいへいしゃ そうりつ ねん
都・岡崎公会堂で全国水平社が創立されて 100年という
おお ふしめ とし きかい ねん およ うん
大きな節目の年にあたります。この機会に、100年に及ぶ運
どう きず けいけん まな ぶらくさべつ てっぱい
動が築きあげてきた経験からから学び、部落差別が撤廃さ
じんけん かくりつ しゃかい いちにち はや じつげん
れ人権が確立された社会の一日も早い実現をめざしてい
もと
くことが求められています。

その際、全国水平社創立大会で採択された水平社宣言
き ほんせいしん しよしん た かえ ひつよう
の基本精神にたちかえること＝初心に立ち返ることが必要
すいへいしゃせんげん く つ ふか ないよう こ
です。水平社宣言には、汲めども尽きぬ深い内容が込めら
れていますが、少なくとも以下に列挙する 3点は、当財団の
こん ご じ ぎょうてんかい さい ふ
今後の事業展開に際して踏まえておかねばならないこ
とだと思っています。

1点目は、「人間は勤はるべきものでなく尊敬すべきものだ」
かんが かつ じんげん いた そんけい すいへいしゃせんげん
という考 え方、すなわちすべての人間は磨けば光る無限の
かのうせい そんけい そんざい かんが かつ
可能性をもっている尊敬すべき存在なのだという考 え方を
ふ かんてん そうごうせいかつそうだん たいおう
踏まえていくことです。この観点は、総合生活相談に対応す
る際や自主学習支援事業や 寿 こども料理食堂に参加し
さい じしゅがくしゅうし えん じ ぎょう ことぶき りょうりしよくどう さん か
てくる子どもたちに対応する際に、踏まえておかねばならない
じゅうよう げんてん
重要な原点です。

2点目は、被差別部落出身であることを隠したり、卑下し
てん め ひ さべつ ぶらくしゅしん かく ひ げ
たりするのではなく誇りを持つこと、そして、被差別部落出身
しや だんけつ ぶらくさべつ どうせい しゃかい うた
者が団結して部落差別の不当性を社会に訴えていくことが
ひつよう てん ふ ひ さべつ ぶ
必要だという点を踏まえることです。このためには、被差別部
らく ひと しよくにく ひかく さんぎょう にな ぎ
落の人びとが食肉や皮革などの産業を担ってきたこと、義
む きょういくだんかい きょうか しょうむしょうか にほん こくさいじんけん きやく
務教育段階での教科書無償化や日本の国際人権規約や
じんしゅ さべつてっぱいじようやく ていけつ もと うんどう せんどう た じつ
人種差別撤廃条約の締結を求めた運動の先頭に立って実
げん してきたこと、住吉地区においてはこの地区を暮らしやす
い地区につくりかえてきたことなどを語り継いでいく取り組み
ふ かけつ
が不可欠です。

3点目は、部落差別の厳しさ、つらさを体験したものこそが、
いっさい さべつてっぱい ひと ひか かがや そんざい く
一切の差別撤廃とすべての人が光り輝く存在として暮らし
しゃかい けんせつ すいしんりよく
ていける社会を建設していくための推進力になっていくのだ
かんてん ふ てん こんにち ぶらく
という観点を踏まえることです。この点は、今日なおも「部落は
取りすぎだ」、「部落だけが得をしている」といった誤った認
しき しゃかいてき そんざい じつじよう こうりよ とき じゅうよう かんてん
識が社会的に存在している実情を考慮した時、重要な観点

です。このため、当財団の事業展開を、住吉地区住民の生活と人権を守ることにしっかりと軸を据えながらも、隣接地域住民の生活と人権、部落差別をはじめとした一切の差別撤廃を視野に入れたものとしていくことが求められています。



年頭のごあいさつの言葉として、昨年11月に開催した財団法人住吉隣保館60周年記念式典・シンポジウムに際して掲げたスローガン「誰もが自分らしく輝ける地域の実現をめざして」を念頭において今年1年間、当財団の役員、職員一同が力を尽くしていくことをお誓いするとともに、皆様の旧年に倍するご支援をお願いいたします。

第29回住吉・住之江じんけんのつどい

「新型コロナウイルスと人権～地域のちからで乗り越えよう～」

講師 西脇邦雄さん(大阪経済法科大学法学部 教授)

昨年12月4日(土)、第29回住吉・住之江じんけんのつどいが開催されました。当日は、大阪経済法科大学の西脇邦雄さんを講師に迎え、「新型コロナウイルスと人権～地域のちからで乗り越えよう～」をテーマに講演をしていただきました。西脇さんは、①スペイン風邪の教訓、②コロナ感染対策として「国際協調か一国主義か」という問題、③リテラシーに基づいた行動の重要性、④自衛警察などの同調圧力や医療従事者等への差別、⑤地域共生社会をめざす理念を持った地域の力の大切さ、などについて話されました。本紙では、その中からいくつかポイントをしばって西脇さんが書いてくださった寄稿文を以下で紹介いたします。(事務局)

同調圧力と差別

ハンセン病の歴史は、行政だけでなく、一般市民が差別と偏見で患者と家族の人権を奪ってきた歴史です。この反省のうえに「ハンセン病、HIV感染症の患者に対するいわれのない差別偏見が存在したという事実を重く受け止め」という文が、1999年の感染症法の前文に書かれています。

同調圧力と差別偏見 ハンセン病の教訓

- ・ハンセン病、HIV感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め
(1999年感染症法 前文)
- ・「無らい限運動」刈り込み、お召し列車、強制収容
(弁護団 HPより)
- ・犯罪加害者家族が顔をみせない日本
- ・親の顔が見たい!
- ・被害者＝感染者が謝る 汚れ思想と排除
- ・「同調圧力」鴻上尚史、佐藤直樹

検診列込風景

昭和初期には、内務省と保健所と警察で患者狩りをやりました。「刈り込み」と当時の記録にあります。お召列車が来て、

瀬戸内海や、人の少ないところに療養所を作り強制収容したのです。

生まれた子どもを地元の小学校に入れると療養所の子どもを入れるなど地元の保護者が大反対運動をする。家族もハンセン病の患者を出したことを身内に隠してきた。戦後、薬も治療法も開発され、らい菌の感染力は強くないと知見が出ていたのに隔離収容は続いてきた。いまだに全国14所の療養所で1004人(厚生労働省2021年5月)の方々が自分の住み慣れた家に帰れず暮らしている、というのがハンセン病です。

感染者を排除する、感染を隠す、医療従事者の子どもが保育所の登園を拒否される、コロナ病棟に勤務していることを言えない。新型コロナは同じ歴史を繰り返していないでしょ

演劇作家の鴻上尚史さんと九州大学の佐藤直樹先生が「同調圧力」という本を書かれています²。被害者であるはずの感染者が謝る日本、これは穢れ思想と排除という考え方が根強く日本にあるからだ。決定的に欧米と違うのは犯罪加害者家族が、親の顔を見たいという世間の圧力で全く顔を出せない、ひょっとしたら正当防衛的な形で相手を傷つけてしまったかもしれないのに、犯罪を犯した家族もずっと顔を出せない社会だとの指摘です。

コロナ感染の初期に京都産業大学（京産大）の事件が起きました³。卒業旅行をしたゼミの学生たちが、欧州から帰国、サークルの打ち上げや、地域貢献をしていた井手町役場の職員さんの飲み会で、感染を拡大させたという事件です。抗議の電話が大学に殺到、京産大生はなっていない、京産大生は立ち入り禁止と、近所の食堂に張り紙がされ、就活の面接まで来るなという事態でした。



なぜここまでバッシングされないといけないのか。学生が旅行したときに、渡航禁止措置は出ていません。

ヨーロッパで感染が徐々に起こってきた時期ですが、3月14日までヨーロッパ旅行は禁止されていません。大学も卒業する学生たちを止める理由がないわけです。

もう一つ、金淳次（栃木県遊技業協同組合理事長）さんが述べられている「無意識の差別延々と」の2021年5月19日朝日新聞の記事です。パチンコ店を閉めないでお客さんが並んでいるところをメディアが放映し、抗議が殺到しました。大阪府にも1200件のタレコミ電話がありました。どこどこがやっている、吉村さん取り締まってくれと。

なんと栃木県では、6店舗が公表されて4店舗が廃業に追い込まれています⁴。

スーパーや生活施設以外閉めろという時に、パチンコ店は開いているのはけしからん。業界の経営者の多くが在日コリアンであるという民族差別の問題も絡んでバッシングされました。パチンコ店でクラスターが起きたという報告はありません。しかし、廃業に追い込まれました。賃貸契約のホールは、売り上げがなかったら家賃が払えません。不安が差別を誘発する事態をどう食い止めるのか。また、廃業や事業閉鎖に追い込む行政処分は、明らかな財産権や営業の自由の侵害です。

指示、公表と公的補償

知事の要請、指示、公表の権限行使は、新型インフルエンザ等特別措置法（以下特措法）に基づいて行われます。特措法45条の2項に基づく要請、施設管理者に休業要請をする、従わない場合は施設管理者に対して「一定の場合」に「指示」ができる、「指示」に従わないときは「公表する」、と条文にあります。しかし、公的な補償の規定はありません。

政府解釈では、「これは施設の使用制限等の要請等の措置は、

・学校、興行場等の施設の使用が新型インフルエンザ等のまん延の原因となることから実施されるものであること

・本来危険な事業等は自粛されるべきものであると考えられること

法改正で罰則を導入する		
	飲食店などの事業者	新型コロナ患者
時短命令や入院や調査拒否に罰則	緊急事態宣言時【ステージ4相当】	時短・休業命令違反 30万円以下
当初の料料（刑事罰）から過料（行政罰）に変更	まん延防止等重点措置【ステージ3相当】（新設）	入院拒否 50万円以下
日経新聞2021.2.3	平時	罰則なし
		・保健所の調査を拒否 30万円以下

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言中に、潜伏期間等を考慮して行われるもので、その期間は一時的であること

・学校、興行場等の使用制限を受けた者は法的義務を負うが、罰則による担保等によって強制的に使用を中止させるものではないこと

から、「権利の制約は限定的である。」「事業活動に内在する社会的制約であると考 えられ、公的な補償は規定されていない。⁵」とされています。

法的義務のない政策判断としての補償ですので、名称も協力金、国が自治体に交付し、事業者の自己申告となっています。

しかし、知事権限で指示を出し、店名を公表する行為は、行政処分であり、当然義務的な補償の対象です。例えば、土地収用法に基づく強制収用には補償があります。同じく特措法62条に物資や土地の使用を行った場合の補償規定があります。店名公表という行政処分について、弁明機会が与えられ、休業などの補償を義務的に行うことは必須です。

2021年1月特措法改正—罰金を与野党協議で修正合意

2021年1月には、事業者や感染者への罰則についての特措法改正案が提案されました。罰則には、同じカリヨウですが、過料と科料の2種類があります。科料は刑事罰です。犯罪歴になります。枝野さんたち野党が抵抗して、罰則が過料、交通違反の反則金の扱いに変わりました。

当初の案は、入院拒否に1年以下の懲役、100万円以下の罰金でした。保健所の疫学調査も拒否や虚偽申告で、50万円以下の罰金です。与野党協議で修正されたとはいえ、入院拒否が50万円以下、保健所の調査拒否で30万円以下の行政罰が作られました。緊急事態宣言や、蔓延防止の際の事業者の違反も30万円以下、20万円以下の行政罰が作られました。

新橋の店主たちが新橋一揆をやりました⁶。私たちは仕事帰りの方々が来てくれる居酒屋で、時短を守っていたらもう店がつぶれるので営業したい。東京都では、時短命令は憲法違反と裁判をしている社長もおられます⁷。このような切実な声を反映した法改正であったのか。この法律の運用も保健所の業務です。拙速な法改正が現場をより混乱させる可能性があります。

地域の力で乗り越えよう

東京は区ごとの感染者数を公表しています。例えば江戸川区は10万人当たりの感染者数が新宿区の10分の1。取り組みが早期に開始され、医師会と駐車場を借り上げてドライブスルー検査を導入し、陽性者にパルスオキシメーターを配布しました。斎藤猛区長が職員からの提案を募集し、1学期の間は給食無償化をやるなど次々と施策を打ち出しています⁸。

明石市の泉房穂市長も子育て政策で有名ですが、保育無償化プラス保育士さんが明石市に勤務すると年間20万円の特別手当が出ます。また、今ある制度を活用し、児童手当をもらっている人たちに申請なしで、子ども1人につき5万円給付をやりました。ひとり親家庭の皆さんの実態に合わせてスピード感を持って取り組まれました⁹。

これまでの申請主義では、市役所に人があふれ、申請書のチェックに膨大な労力がかかる。だからデジタル化だ、DX（最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための企業の変革）だとなりますが、今ある制度を活用する発想が大事です。

練馬区のホームページ¹⁰には、地域共生にとって大切なことが書かれています。店員さんにサポートをお願いしていた視覚障害の人が、距離を取れと言われて店員に頼みにくくなった。床に印が付いているけれどテープが見えないので不安になり、買い物に行く機会が減ってしまった。釣り銭がトレーの上で行うようになり、手渡しがなく非常に困っている。マスクをつけているので口の動きが読みとれない。ウイズコロナの日常生活の中で、困っている人の声に気づかなくなっているのではないのでしょうか。

次は八尾市地域共生課の職員の方に講義いただいた「地域生活と法」という授業での実態調査の報告です。八尾市において約3500人の方が個人給付金10万円の申請をしていないと、2020年夏の段階で分かった。高齢者の方々がアクセスできていないのではと問題提起し、八尾市の社会福

社協議会、地域包括支援センター、委託業者、福祉事務所の職員さんたちが、生活保護や高齢者など、申請してなかった人たちのリストを手分けしてコロナの中で訪問調査をされました。その結果は 30代の人達で地域から孤立している人たちが申請しなかったという特徴が明らかになっています。

中間支援組織の活動としては、60周年を迎えた住吉の地域の隣保館の活動が非常に大切です。行政と市民をつなぐ隣保館の役割です。

一斉休校中の子どもの昼食をサポートする活動を、ライフサポート協会などみさんと協力し、取り組んでいます。

ワクチン接種 生野モデル
8人の医師が地域巡回
7200回達成

- ・村田病院の中村和仁医師が呼びかけ8人の医師が校区巡回 大阪市も承認
- ・アクセスできない高齢者に地域の会館でワクチン接種
- ・中小企業の方、働く外国人の方に生野産業界での職域接種



大阪市生野区の地域ワクチン接種7200回の取り組みも、

中間支援組織いくのもりと心ある医師たちの協力で実現しました。

村田病院の中村和仁医師が 8人の医師に呼びかけて、保健所と大阪市の了解の上、校区の憩いの家を巡回してワクチン接種に取り組み、累計7200回になりました。地域活動協議会や連合町会、多くのボランティアが参加しました。活動の中心は、一般社団法人いくのもり、生野区の中間支援組織として、区役所に事務所を置いて活動しています。

大阪市から予約の書類が来てもインターネットができない、電話もつながらない、高齢者の不安が広がっていた時に非常にタイムリーでした。また、生野区では中小企業が多く、技能実習生が増えています。一般社団法人生野産業界と協力して、職域接種も取り組まれ、外国人の方々がアクセスできる形にもなりました。

スペイン風邪の時代に、方面委員制度を作り、地域共生社会の萌芽を作った先人たちの取り組み。この精神を受け継ぎ、地域の力を信じて乗り越えよう!の言葉で締めくくりたいと思います。

¹ ハンセン病国賠償訴訟 website「人権侵害とその歴史」

<https://www.hansenkokubai.gr.jp/history/>

² 「同調圧力ー日本社会はなぜ息苦しいのか」 講談社新書 2020 年 8 月

³ 「新型コロナ京産大クラスター」 毎日新聞 2020 年 4 月 2 日東京朝刊

<https://mainichi.jp/articles/20200402/ddm/041/040/115000c>

⁴ 「明日も喋ろう」 朝日新聞 2021 年 5 月 19 日朝刊

⁵ 「逐条解説 インフルエンザ等特別措置法」 第 2 編逐条解説 160~162p 中央法規出版 2013 年 12 月

⁶ 「ユカちゃん店主、首相答弁に衝撃 コロナ禍の自由とは?」

2021 年 5 月 3 日朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASP5161GJP4TUPQJ005.html>

⁷ 飲食チェーン「時短命令は違憲」 東京都を賠償提訴 2021 年 3 月 22 日日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODG222GI0S1A320C2000000/>

⁸ 「人口比感染」23 区最少、江戸川区の下町モデル」

2020 年 8 月 6 日東洋経済 ONLINE <https://toyokeizai.net/articles/-/367064>

⁹ 明石市長記者会見 2020 年 4 月 16 日

https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/shise/shicho/kaiken/20200416.html

¹⁰ 練馬区新型コロナと障害者の暮らし

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/koryu/coronatokurashi.html>

れんさい
連載
Vol.6

けんぞうの視点



きょういく けいはつ しごと りきてん
教育・啓発・仕事に力点を!!

～『冬の海—部落解放への道—』放映50年にあたって

今年は、1922年3月3日に京都岡崎公会堂で全国水平社が創立されて100年という大きな節目の年に当たります。また今年は、1972年2月19日に関西テレビで『冬の海—部落解放への道』(以下、『冬の海』と略)が放映されて50年となる年でもあります。

『冬の海』の主たる舞台は、住吉地区で、2010年12月に亡くなった大川恵美子さん(婦人部長／当時)が中心人物として登場します。50年前の住吉地区の実態、若者を取り巻く就職差別の実態、子どもたちの保育の実態等を中心に部落差別の実態、部落差別撤廃に向けた課題などが取り上げられていて、これからの部落差別撤廃を考えていく上でも学ぶことが多い優れた作品です。

この作品は1972年の民間放送連盟最優秀賞を受賞していて、ディレクターは関西テレビの崎山正信さん(2007年11月死去／73歳)です。

以下、『冬の海』の時代背景、主な内容と学べることにについて述べます。

『冬の海』の時代背景

『冬の海』の時代背景を大雑把に見ておきます。

世界では、泥沼化するベトナム戦争でアメリカの財政状況が悪化し、1971年8月にアメリカはドルと金の交換を停止(ドルショック)し、翌年2月には、ニクソン大統領が電撃的に中国を訪問しました。そして、1973年1月には、ベトナム和平協定が締結されベトナム戦争が終結しました。

日本では、1971年に大阪府で黒田了一知事が誕生し、翌年5月には沖縄の本土復帰(基地付き)が実現しました。同年7月には田中角栄内閣が発足し、9月には田中首相が訪中し、日中の国交が回復されました。

部落問題に関しては、1969年に同和对策事業特別措置法が制定され、各地区で同和事業が本格的に取り組みだされ、部落解放運動も高まりを見せていきますが、この時期に結婚差別によって被差別部落の青年男女が自ら命を絶つ事件が相次ぎました。1971年1月に住吉(大阪市)結婚差別事件、2月に中城(茨木市)結婚差別事件、1972年5月に宿毛(高知県)結婚差別事件が生起しています。

1972年は、全国水平社創立50周年の年でしたが、この年に部落解放同盟大阪府連合会は20回大会を開催し、同和对策事業の急速な拡大に伴う諸問題に対処するため組織の質的強化を訴えた方針を提起します。

狭山差別裁判に関しては、1973年1月寺尾裁判長のもとで東京高裁段階での裁判が再開されました。

この時期、住吉地区においても、同和对策事業が本格的に実施され、部落解放運動も大きく盛り上がっていきました。具体的には、「同対法」を活用した取り組みとして、総合計画小委員会(1970年)、実行本部(1973年)が設置され、住民参加の総合実態調査が実施(1972年)されました。そして、

『冬の海—部落解放への道』について

放映：1972年2月17日、関西テレビ

提供：大阪市・大阪市教育委員会

協力：部落解放同盟大阪府連合会、高知県連合会、

徳島県連合会、部落解放研究所

ディレクター：崎山正信

ナレーター：小池朝雄、初音礼子、北添尚子

音楽：中川昌、アンサンブル・ジュバリエ、古谷充

制作・著作：関西テレビ

放映時間：55分

日本民間放送連盟最優秀賞・受賞(1972年)

大阪市と助役交渉（1973年）が行われ、まちづくりが本格化していきました。住吉地区においても住吉中学校（1972年）と住吉小学校（1973年）で差別落書き事件が相次ぎ、糾弾集会が展開されました。狭山差別裁判に反対する運動の中で青年部（1970年）、子ども会（1971年）が結成されて行きました。

以下、年表形式で主なできごとを列挙しておきます。

1970年	3月	部落解放第15回全国婦人集会（香川県高松市）で大川恵美子さんが「私の歩んだ道」を発表
	4月	住吉隣保館が住吉解放会館と名称変更、総合計画小委員会設置、誠友老人会結成
	7月	住吉支部青年部結成
	8月	5号館完成
1971年	2月	部落解放住吉子ども会結成
	3月	住吉中学校で4名の地区出身中学生が部落民宣言
	5月	職業要求組合結成
1972年	1月	住吉小学校落成
	2月	関西テレビで『冬の海』放映
1973年	6月	住吉地区総合実態調査実施
	9月	住吉支部解放学校開催、住吉中学校差別落書き事件発生
	1月	住吉中学校差別事件糾弾集会
	2月	公務員部会結成
	3月	住吉中学校差別事件糾弾集会、住吉小学校差別落書き事件
	4月	住吉地区総合10ヵ年計画実行本部設置、住吉小学校差別事件糾弾集会
	5月	第1回住吉地区研究集会
	6月	住小・住中差別事件合同糾弾集会
	11月	大阪市助役交渉
	12月	老人憩いの家竣工、住吉区教育運動連絡協議会結成

《『冬の海』のあらすじと教訓》

『冬の海』の舞台は、基本的には1971年の大阪市の住吉地区と高知県宿毛市の正和地区で、一部大阪市の飛鳥地区、加島地区です。

中心的な登場人物は、当時、住吉地区の婦人部長であった大川恵美子さんと住吉保育所の保育士（当時は保母と呼ばれていた）であったサスオキヨミ注1さんです。

テーマは、部落差別の現状、結婚差別事件、部落の住宅事情、仕事の状況、教育の状況、とりわけ識字教室と同和保育、部落解放運動などが取り上げられています。

以下、あらすじをたどりながら学べることを述べます。

注1 漢字表記が不明なためカタカナ表記にしています。

住吉結婚差別事件

『冬の海』は、1971年1月に生じた住吉結婚差別事件の紹介から始まります。この事件は、徳島県の被差別部落出身で大阪市住吉区で暮らしていた浅野佳代さん（20歳）が結婚差別のために、遺書を残して自ら命を絶った深刻な事件です。この遺書をナレーションで読み上げるところから『冬の海』は始まりますが、視聴者はこのシーンを見ることによって、今日なおも深刻な部落差別の実態を突き付けられることになります。

大川さんの登場と解放会館での相談

次いで、大川さんが住吉地区内を歩きながら住吉解放会館に向かうシーンに移りますが、大川さんが歩きながら「テレビも、外見的美しさだけでなく、真の美しさ、庶民のものをみせるようになってきたんやな」と語っているのが印象的です。

住吉解放会館では、造船所の臨時工として働いた夫が病気になり収入がなくなった妻（乳児を背負っている）が生活保護を受けるために大川さんに相談するシーンの中で、大川さんが「問題があったら、遠慮なく相談してほしい、会館はそのためにあるんです」と声をかけると、相談に来ていた妻が「夫が退院したら、安定した仕事についてもらいたい」と語る場面が映し出されます。このシーンで、解放会館（隣保館）の

じゅうよう やくわり そうごうせいかつ そうだん じ ぎょう しょうかい
重要な役割として総合生活相談事業があることが紹介されています。

おおかわ わたし あゆ みち ろうどく 大川さんの「私の歩んだ道」の朗読

つづ おおかわ お た わたし あゆ みち
続いて、大川さんの生い立ちをまとめた「私の歩んだ道」
ないよう なれーしょん かた 注2 なか おおかわ
の内容がナレーションで語られます。この中では、大川さん
の両親の仕事、8人の子だくさんの 3番目に生まれたこと、
おとうと こもり しょうがっこう まんぞく かよ しょうがっこうそつ
弟の子守で小学校も満足に通えなかったこと、小学校卒
ぎょう ご おりものこうじょう はたら けっこん ご にん こ かか
業後織物工場で働いたこと、結婚後、3人の子どもを抱えて
てんろく うえろく や さべつ しょうかい
天六や上六ですし屋をやったが差別されたことなどが紹介さ
れます。

なれーしょん さんざんくる み
そして、ナレーションは、「散々苦しめられたがゆえに身につ
いたパンチ力、逆境にあっても忘れない笑い、せっぱづまった
なか きぬ ち え た なかま なか しょうみんせい きょう
中を切り抜ける知恵、絶えず仲間の中にいる庶民性、という強
りよく なな どうぐ み つ かいほううどう か みち にんげん
力な七つ道具を身に着けた解放運動家の道に、人間としての
い みいだ かた
生きがいを見出していきます」と語ります。

ちゅう わたくしごと さっし ねん がつ か がわけん
注2 私事になりますが、この冊子は、1970年3月香川県
たかまつし かいさい だい かいぜんごくふ じんしゅうかい おおかわ
高松市で開催された第15回全国婦人集会で大川さんが生
た ほうこく ひっしや おおかわ ちよくせつき と
い立ちを報告するために、筆者が大川さんから直接聞き取
りまとめたもので、思い出のあるものです。

めいじ いこう ぶらくさべつ 明治以降の部落差別

ご なれーしょん めいじ いこう ぶらくさべつ かいせつ
その後、ナレーションは、明治以降の部落差別の解説をしま
す。明治4(1871)年に、解放令(賤民制廃止令)が出された
こと、この時期には部落の人口は 37万人であったものが、今
にち ぶらく まんにん さまざま めん ひ さべつ
日では、6000部落300万人といわれて様々な面で被差別の
じょうきょう お げんいん た にんごと
状況に置かれていること、その原因としては「みんなが他人事
み す ぶらく ひと めざ いか いまひと おお ふん
と見過ごし、部落の人たちの目覚めと怒りも今一つ大きな噴
か けっしゅう あいま め ほうけんせい い じ ちよう
火に結集しなかった合間を縫って、封建制維持のために調
ごう みようやく ぶんめいしゃかい げんだい にほん おんぞん
合された妙薬は文明社会といわれる現代の日本に温存され
たのです」、「解放令に魂が入らなかったのは、国と地方行
せい ぶらくさべつ しさく
政が部落差別をなくするための施策をおざなりにしていたこと
こんぼんてき げんいん さぐ かいせつ
に根本的な原因を探ることができず」と解説されます。

あすかちく ばーるおんせん かじ 飛鳥地区でのパール温泉の火事

おおさかし あすかちく ばめん か くに ち ほう
ここで、大阪市にある飛鳥地区に場面が変わり、国と地方
ぎょうせい ぶらくさべつ しさく
行政が部落差別をなくするための施策をおざなりにしてきた

ぐ たいてき じれい ち く お ばーるおんせん
ことの具体的な事例として、この地区で起こったパール温泉
こうしゅうよくじょう か じ じれい しょうかい あすかちく たい
(公衆浴場)の火事の事例が紹介されます。飛鳥地区は大
しょう はじ くにじまじょうすいじょう つく いてん しょう
正の初め柴島浄水場を造るために移転させられたこと、昭
わ ねん すいどう ひ ちく ない
和38(1963)年まで水道が引かれていなかったこと、地区内
ふ せつ すいどうかん ほそ しょうか せん みず で ばー
に敷設されていた水道管が細くて消火栓から水が出ず、パー
るおんせん か さい はっせい とき ぼ や だんかい しょうか
ル温泉で火災が発生した時、ボヤの段階で消火することがで
きぜんしょう と あ
きず全焼してしまったことが取り上げられています。

どうたいしん どうしん どうたいほう もと じぎょう じっし 「同対審」答申と「同対法」に基づく事業の実施

つ なれーしょん ぜんこくすいへいしやそうりつ いらい ねん およ
次いで、ナレーションは、全国水平社創立以来50年に及ぶ
うんどう しょうわ ねん がつ どうわたいさくしん ぎ
運動があったこと、昭和40(1965)年8月に同和対策審議
かい ぶらくもんだい はや かいけつ くに せきにん こくみん
会から「部落問題を早く解決することが国の責任であり、国民
みんなの課題である」とした答申が出され、昭和44(1969)
ねん がつ どうわたいさく じぎょうとくべつ そ ち ほう せいてい どうたいほう
年7月に同和対策事業特別措置法が制定されこと、「同対法」
て こ ぶらく じゅうかんきょうめん かいぜん と く
をテコとして、部落の住環境面の改善が取り組まれているこ
とが紹介されます。

じゅうかんきょうめん かいぜん じゅうよう れつあく じゅうたくじょうきょう かいぜん
住環境面の改善で重要なのは劣悪な住宅状況の改善
ぐ たいてき じれい こ さくぶん しょうかい げんざい
ですが、具体的な事例として子どもの作文が紹介され、現在
す じゅうたく せま くら はは あたら た どう
住んでいる住宅が狭くて暗いこと、母が新しく建てられる同
わ たいさく こうえいじゅうたく もう こ
和対策としての公営住宅に申し込んでいるので「もうすぐに
はい 入れるかもしれないと思うと、ぼくはものすごく嬉しくてたまりませ
ん」と語っています。

すみよし ほいくしよ ほぼ さすおきよみ 住吉保育所と保母さんのサスオキヨミさん

ご なれーしょん きょういく もんだい かんきょう よ
その後、ナレーションは、「教育の問題は、環境を良くするよ
うにおいそれとはいきませんが、部落問題の解決のためには、
もっと ちから い ひつよう ど だいがた どう
最も力を入れる必要があります。その土台固めをするのが同
わ ちく ほいくしよ せま くら てーま きょういく ほいく うつ
和地区の保育所です」と語り、テーマは、教育、保育に移りま
す。

ぐ たいてき うつ だ どう じ なんかいこう や せんすみよしがしえき
具体的に映し出されるのは、当時、南海高野線住吉 東駅
まえ ごうかん かい せつ ち すみよし ほいくしよ
前にあった4号館の1階に設置されていた住吉保育所と、そこ
つと さいじ たんとう ねんせい ほいくし さすおきよみ
に勤めて1歳児を担当していた1年生保育士のサスオキヨミ
さんです。

さすお こうこうそつぎょうご いち じ かいしやつと
サスオさんは、高校卒業後、一時会社勤めをしていました
い み おも つと かたわ たん きだいがく ほ
が、生きがいを見つけたと思って勤めの傍ら短期大学の保
いく か かよ どりよく ほぼ
育科に通い、努力のこいもあって保母になったのですが、勤め
さきし と き わ き
先を知らされた時は、割り切れないものがあつたとして、「いや

やなとおもいました。なぜ?やっぱり部落っていう偏見があつたからとおも思うんです。だけど、(住んでいる和歌山県の九度山から)大阪市内では住吉が一番近いし、自分さえ差別しないで、子ども中心に保育所へ行ったらええわとおも思っていたんです」と、最初は差別意識があつたことを率直に語っています。

ところが住吉保育所で「2歳児になったぐらいの子どもが、〈おんどれ〉という言葉を使って、びっくりした。環境によって色々覚えると思ったんですけど、そんな言葉を使ったから、初めて行ったときびっくりした」と保育所で現実に体験したことを語ります。

そのうえで、「今、同和保育っていうのをやっているけどもね、いっばんちが、あかきわたし、けつろんどう違うんやとお母さんから聞かれたとしても、私は結論は出せないと思います。(中略)一応は同和保育という建前で保育をやってきたから、結局、この子らが20年たってね、わたしらみたいな世代になって、この子ら同和保育の目的である、部落(差別)に負けない子どもになるか、っていうことも私から確信できません」と抱えている悩みを訴えます。

部落の母親の子どもへの思い

ここでナレーションは、住吉保育所では、生まれて半年の0歳児から6歳までの子どもが年齢別に保育されていること、現状では、部落の家庭が子どもたちの可能性を引き出す状態に置かれていないこと、びっくりするような言葉遣いの問題にしても、長い間の人間性封鎖が生んだゆがみのあらわれであると説明を加えます。

その上で、部落の母親の子どもへの思い、保育所への熱い期待が語られます。

OAさん:同和保育とは何かというと、レベルの高い教育をしてもらいたい。その中で差別に打ち勝つ子どもを、私たちは望んでいる。

OBさん:主人が部落で、私が一般から言うて、親に勘当されて苦しい目におうてきたから、自分の子どもが、女の子が結婚するときには、好きな人同士が自由に結婚できる社会になってほしい。

OAさん:子どもが泣かされて家へ帰ってきたとき、一般のお母ちゃんは、やさしく言うてくれる。部落のお母ちゃんはガーガー言うてくるというところえ方が保母さんにあるのではない

か、また、保母さんがこんなこと言うたら差別や糾弾されるん違うかといった考え方を持っている間は、絶対に同和保育は名前だけやと思う。それがなくなっていったらええと違うんかと思う。その代わり、部落のお母ちゃんも、直す面を直していくというのも必要だと思う。

同和保育をテーマにした研修会

ここで、場面はお母さんたちと保母さんとがひざを交えて話し合う研修会の場面に移り、ナレーションは「緒に就いたばかりの同和保育の現状を考慮した時、母親と保母のギャップを埋め合う努力が何よりも大切、そのためには行政の責任者も現場任せにと言うにとどまらず、母親の望みをきめ細かくくみ取っていける、保母集団をつくることに工夫を凝らしてほしいものです」と語ります。

加島地区での識字教室の場面

次いで場面は、大阪市内にある加島地区で行われている識字教室の場面に移り、スギムラマツコさんの作品が読み上げられます。

その内容は、自分自身が10年間、部落を隠し続けてきたが、これからは部落を誇りとして生きていきたいと思っていること、3人の子どもがいるが、2人は心配ないが末の男の子が結婚のときに差別にあつて悩むのが恐ろしい、差別に負けずに闘い、強い子どもになってほしい、というものです。

その後、ナレーションは、識字教室に来ている親たちの字を書く様子を写しながら「部落の親たち、この親たちは、また、義務教育世界一のレツテルに隠された教育差別の生き証人でもあります」と語ります。

続いて、識字教室に参加している親たちと講師とが、部落差別が封建社会において分裂支配の道具、超過利潤の重石とされてきたことを説明した文章を朗読します。

部落解放第3回全国奨学生集会(京都)の場面

ここで場面は、昭和46(1971)年11月、京都で開催された第3回全国奨学生集会の場面に移り、ナレーションが「京都の奨学生大会。解放運動によって高校生を中心に大学を合わせて、全国で2万5000人が奨学資金を受けて学ん

でいます。しかし、その数は部落の青年たちの中では、まだまだ一部にすぎません」と語ります。

その後、アルバイトをしながら東京で学生生活を送っている長男の大川恵司さんとおおかわ えみ さんが、久しぶりに会場で再開する場面が映し出されます。

そして、ナレーションが「教育が正当な職業に就く道につながっていないかもしれませんが、若者たちの前に立ちはだかる就職差別の壁は厚い」と語り、5名の奨学生を登場させて体験や思いを紹介しします。(以下、要約)

○Aさん(大学生/女性):仕事を探しに行き、いったん決まっていたが、住所を聞かれたのちに「後で、採用するかどうかは電話で報告します」と言われたが、いつまでたっても来なかった。差別と思ったが、そのときは何もできなかった。差別に対して、自分はもっと強い人間になっていかへんかったら...

○大川恵司さん:僕も工業高校(建築)出て、2,3度就職受けたが、自分ではできたと思って、住所を言う中で、相手の企業が住吉の部落と近かったので、変な顔をした。これであかんと思ったが、案の定、落とされていました。

○Bさん(男性/定時制高校生):なぜ28歳になって定時制に行かなあかんかという、家が貧乏だったということ、憲法があるが、教育や就職の機会均等が保障されなかったという問題があります。12,13歳ぐらいから奉公に出て、米屋や肉屋に行ったり、鉄工所へ行ったりしたが、人の嫌がる仕事しかできなかった。そこに何があるかと言うと、社会のゆがみがある。そういうことを解放運動を通じて考えていかなあかんし、社会にも訴えていかなあかん。

○Cさん(女性/大学生):うちなんかは、部落産業なんですよね。夜遅くまで、10時、11時まで遅くまで仕事しているわけですよ。だから、はっきりした差別ではなくて、蛇の生殺しみたいな、そういうふうなことの方が余計に差別らしい差別じゃないかと思う。

この証言の後にナレーションが入り、皮革や食肉産業は、部落産業であったが、大手資本が入ってきて、部落は細々とした下請けの立場に甘んじるか、廃品回収や靴修理といった「雑業」がほとんどで、生活保障のある安定した職場は部落の人たちに対してかたくなに門戸を閉ざしていると解説します。

ODさん(定時制高校生?/男性):僕は、中学卒業して、すぐ働いたんですが、日雇い労働者をやっていました。今後は、造船関係に行きたいと思っています。

このDさんの発言の後に、大川恵美子さんが登場し、造船所と言えば、社外工が多く、時には3000円、4000円もらうときもあるが、不安定で、明日の命の保障もない職場であることを語ります。大川さんの指摘を受けて、Dさんは「僕かてそういう差別にこれから直面していくと思います。僕もそうしたことに絶対屈せず、僕は僕なりに差別と闘っていかうという決意でやっていきたい」と強い決意を語ります。

こうちすくも し ほいくえん まな 高知宿毛市すみれ保育園での学び

ここでテーマは、再び同和教育、同和保育に戻ります。ナレーションは「住吉保育所の保母のサスオさんは、同和教育をつかみかねて悩んでいるとき、大川さんから四国のすみれ保育園の話を知りました。そこで同和保育を8年間取り組んでいる先輩の保母さんがいるのです」と語ります。

すみれ保育園は、高知県宿毛市の郊外にある正和地区にある保育所です。この地区は山裾にあって、過疎地の悩みと被差別部落という二重の落差が生活にのしかかっています。生活の支えは出稼ぎで、体の酷使からくる神経痛などの病気や、ひとすく、じゅうみん、ばんねん、まうに悩まされている人が少なくなく、住民の晩年に待ち受けるのは生活保護の道だけといった状況です。

ほいくえん ばめん すみれ保育園の場面

すみれ保育園は、急な石段を上ったお宮さんの境内にあります。保育園の主人公である19人の部落の子どもたちがサスオさんを出迎えてくれます。

すみれ保育園は、作業所を改造した保育園で、サスオさんを出迎えてくれた酒井美字さんから3人の保母さんと、いくつかの遊戯道具、それに古いオルガンがすべてです。

すみれ保育園の子どもたちを写しながら、サスオさんと酒井保母との会話が交わされます。(要約)

サスオ:結局、同和保育とは何やって聞かれた場合ね、ちよ

と答えられないんですけど。
酒井:同和教育というけど、特別な教育やないと思います。(子どもを)立派に育て上げたらね。自分を大事にするこ

とができること、人間のいちばん最初の段階でどうあるべきかということ…、そういう一つの目標があって、そこに向けて必要なのは何かを考えて、それをとりかえすこと…。

ミカンの選別をするお母さん方の場面

次に場面が変わり、ナレーションが「猫の額ほどの段々畑。採算をとることはとても無理で、わずかな果樹園がこの産業です。夜は保育園を教室代わりに、部落の歴史を学び、解放運動を話し合うお母さんたち。サスオさんが訪ねた時は、出稼ぎの留守を守りながら、ミカンの選別出荷に追われていました」と語ります。

そして、酒井保母が「私は何も取り柄がないけど、信頼感だけは、お母さんを裏切るようなね、ことはおそらくでせん。お母さんの気持ちがどんな形で出てきても、お母さんたちの気持ちは素晴らしいと思う。信頼感がなかったらやれん。子どもにしても大人にしても、それが第一やね。ことに同和地区の信頼感というのは、難しいけれどね、そやけどそれ抜きにしたら…。(略)親に信頼されるようになって、親の顔色ばっかりうかがうような、そういう信頼の仕方やなしによ、子どもというのを目の前に持っててね、子どもというものを通してのね、自分の誠意というものをね、親もやっぱりそれを…。それだけで橋渡しできる」と、同和保育を進めていくうえで、一番大切な子どもを中心にした親との信頼関係の構築の大切さを語ります。

制裁と統制ではなく子どもたちの人間性を育てる保育

次いでナレーションは、「部落のことを同情としてみること自体がどんなに間違っているかということ、ここにきて知らされたという酒井さん。酒井さんがお母さんたちと今日のふれあいをどうして学ぶことができたのか」と語ります。

このナレーションがあった後に、酒井保母が「以前、保母さんは部落の子どもに対して、笑うことも抱くこともしなかった。私が来た頃、子どもたちが暴れると、ドラム缶にふたをしてレンガの重しで閉じ込める制裁と統制の保育が行われていたのです。このような可能性を封じ込む保育では、5、6歳ですぐにいびつなものが子どもの心に宿ってしまって、豊かな人間性は育たない。ですから、2、3歳までの保育の仕方がその後の成長の決め手となってくるのです」と、制裁と統制ではなく、

子どもが本来持っている可能性を引き出す保育の重要性を語ります。

正和地区滞在中にあった出来事

その後、ナレーションは、サスオ保母の短い正和地区での滞在中に、赤ちゃんが生まれたこと、その一方で3つの坊やが新しくかかった橋から落ちて亡くなったことを紹介します。その坊やの野辺送りの場面を写しながら、父親が出稼ぎで、体の不自由な留守居のおじいちゃんが、孫の叫びを耳にしなから救うことができなかったと語ります。

高知から大阪へ帰る船上でのサスオ保母の決意

次の場面は、高知から大阪へ帰る船上で、すみれ保育園の酒井保母さんらとの対話の中で学んだ同和保育への思いをサスオ保母は次のように語ります。

「今、住吉の保育所だったらね、カリキュラムをたてて、保育指針にのっとってねやっているとと思うけどね、そういうのはやっぱり本当の同和教育・同和保育じゃないと思うんです。それも大切ですけど、それ以上にもっと大切なね、本当に集団っていうことがね、大切っていうことを感じたんです。一つの喧嘩があったとしても、それは横の子が見てたらどない感じたかとか、また、どのようにその喧嘩っていうのがおこってきたかとかということをみんなで考えてね。正しいものの見方いうんか、そういうのが同和教育につながるんちがうかなと思う。

そやから同和教育は何かと言われたら、もういえると思うんです。同和教育、保育することによって、すべての教育とは何かということがすべて同和教育のなかに入っているとおもいますよね」

同和保育を進めていくうえで大切な、集団の中で育てていくこと、集団の中で日常生活してくる出来事を手掛かりに、子どもたちとともに話し合うことによって、人間としてのあり方を身につけていくことにサスオ保母は気付いたようです。

部落差別は、いつになれば過去のものとして語れるのか?

いよいよ『冬海』も終わりの場面になっていきます。船上のサスオさんが「私、関西テレビの人らはね、今はね、部落と

いうことを感じていると思うんですが、これが終わったらね。テレビが放映されて終わったとするでしょ。そしたら部落のこと忘れらんちゃうかなと思います」と語ります注3。

そして、ナレーションが「その愛を、仕事を、命すらもぎ取っていく部落差別。いつになればこの現実が過去のものとして語れるのでしょうか」と、完全解放はいつになったら来るのかと問いかけます。

この問いに対して、大川さんが「完全というのはね、私よりもあなたに聞きたい。完全に差別しないですか。あなたの方に聞きたい、私は。私自身が努力するのは差別意識の人を取り除く努力をしていくんでしょ。私よりもあなたの方にいつごろ、その完全にね、人を差別しないんですかということをおあなたの方に言いたい。あなたの方が決まったときになくなるんでしょ。どんなんや、こんなんやと疑問点持っている間、うちらは苦しんでるんですよ。だからまずあなたの意識が変わったとき、変わるでしょ」と答えます。

大川さんのこの回答は見事です。『冬の海』を見ている視聴者に、部落差別の撤廃を問う言言葉となっています。注3 『冬の海』では、何度か冬の北風にあおられて岩に波がぶつかって砕け散る場面が映されますが、これがこの放映作品のタイトルである「冬の海」として取り上げられていることと繋がっていますが、部落差別と部落解放運動が置かれている厳しい実態を象徴していると考えられます。

保育所の子どもらが駆ける最後の場面

『冬の海』の最後の場面は、大和川の堤防上の道を駆ける住吉保育所の子どもたちの笑顔にあふれた元気な顔がおおきく映し出されて、ナレーションが「飛べ、はつらつとした魂よ！おとなたちねつひかりよ、お大人達に熱と光を呼び起こしてほしい！」と語りかけて終わりになります。

『冬の海』から50年

『冬の海』から50年、その後の住吉地区は大きく変化しましたが、その概要を以下に、箇条書きします。

1972年～2002年3月

○まちづくりの6つの原則を定め、大阪市との助役交渉が展開(1973年11月)され、計画的なまちづくりが実施され

た。

○住宅についても、摂津酒造跡地に6,7号館が建設(1975年12月)され、それ以降住吉地区では17号館(4号館の4階建て部分については老朽化と耐震補強との関係で近く解体予定)、上住吉地区では3号館まで建設された。

○新しく住吉解放会館(1977年2月)が建設された(2000年4月からは住吉人権文化センターに名称変更)。

○保育所についても4号館1階にあった住吉保育所は閉鎖され、新しく住吉乳児保育所(1978年4月)と住吉(幼児)保育所(1980年4月)が建設された。

○総合福祉センターが建設(1986年4月)された。

○住吉青少年会館(1978年1月)と付設体育館(1977年2月)が建設された。

○住吉乳児保育所、住吉保育所の園児募集が全市公募(1999年4月)に変更された。

○社会福祉法人ライフサポート協会が設立(1999年7月)された。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(「人権教育・啓発推進法」)が制定(2000年12月)された

2002年4月～

○1969年から続いてきた一連の「特別措置法」が終了(2002年3月末)

○住吉地区に関わって建設されてきた住宅の入居募集が住吉小学校区に拡大された(同年4月)

○医療法人ハートフリーやすらぎが設立(2003年12月)された。

○住吉青少年会館併設プールが閉鎖(2006年4月)された。

○住吉地区に建てられた住宅の入居が全市公募に変更(2007年4月)された。

○大阪市が市内の12地区にあった人権文化センター、青少年会館、老人・福祉センターの3館を1館に統合する方針を提起(2009年)。住吉地区は、人権文化センターに統合

○住吉人権文化センターが市民交流センターすみよし北に名称変更(隣保館機能がなくなる)され指定管理となり、財団法人住吉隣保館が受託(2010年4月)

○住吉青少年会館・付設体育館閉鎖(2010年4月)。付設体育館については存続を求めた運動を展開し、6月から市

みんきょうよう さいかい
民供用が再開された。

おおかわ え み こ し きょ ねん がつ さい
○大川恵美子さん死去(2010年12月/89歳)

こうえきほうじんせい どいかく とみな さいだんほうじんすみよしりん ぼ かん こうえきざい
○公益法人制度改革に伴い財団法人住吉隣保館が公益財
だんほうじんすみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい かい そ ねん がつ
団法人住吉隣保事業推進協会へ改組(2012年3月)さ
れた。

おおさか し し しみんこうりゅう せん たー ねん がつまつ へい さ
○大阪市が、市民交流センターを 2014年3月末で閉鎖する
ほうしん う だ ねん がつ たい はんたいうん
との方針を打ち出した(2012年4月)これに対する反対運
どう てんかい し しみんこうりゅう せん たー へい さ ねん がつまつ
動が展開され、市民交流センターの閉鎖は 2016年3月末
えん き
まで延期された。

すみよしち くと ことぶきゆ あとち こうざい すみよしりん ぼ し ぎょうすいしん せ
○住吉地区では、寿 湯跡地に(公財)住吉隣保事業推進セ
ん たー し こしきん かん ば あつ みんせつち みるえい すみよしりん ぼ
ンターが自己資金とカンパを集め民設置民営の住吉隣保
し ぎょうすいしん せん たー りん ぼ かん ことぶき けんせつ
事業推進センター(すみよし隣保館 寿)を建設(2016
ねん がつ あら じ ぎょう かい し
年4月)し新たな事業を開始した。

ぶらくさ べつ かいしゅう すいしん かん ほうりつ ぶらくさ べつかいしゅうすい
○部落差別の解消の推進に関する法律(「部落差別解消推
しん ほう せいいてい ねん がつ
進法」)が制定された(2016年12月)。

ぶらくかいほうどうめいおおさか ふれんごうかいすみよし し ぶ そうりつ しゅうねん き ねん
○部落解放同盟大阪府連合会住吉支部創立 60 周年記念
しゅうかい ねん がつ さいだんほうじんすみよしりん ぼ かん しゅうねん き
集会(2016年12月)、財団法人住吉隣保館60周年記
ねんしきてん しん ぼ じゅう お ねん がつ かいさい
念式典とシンポジウム(2021年11月)が開催された。

《おわりに》

げんざい すみよしち くと すみよしりん ぼ し ぎょうすいしん せん たー
現在、住吉地区では住吉隣保事業推進センター(すみよし
りん ぼ かん ことぶき きよてん あら てんかい
隣保館 寿)を拠点に、新たなまちづくりを展開していくこと
もと
が求められていますが、『冬の海』から学べることは少なくあり
ません。

さい ふゆ うみ と あ わかもの こ と
その際、『冬の海』が取り上げていた若者や子どもたちを取
り巻く状況が大きく異なってきたことを考慮に入れる必要
があります。例えば、当時は、高度経済成長が続いていて(最
しゅうきよくめん わかもの なん あんてい し ごと
終局面であったとしても)、若者には何とか安定した仕事に
つ か のうせい のこ ひ こんにち わかもの と ま
就く可能性が残されていたのに比して、今日の若者を取り巻く
じょうきょう み とき ひ じょうきょう お わかもの ひせい
状況を見た時、引きこもり状況に置かれている若者や非正
規労働者として低賃金・不安定労働のもとに置かれている若
もの すく げんじょう すみよしち くと
者が少なくない現状があります。また、住吉地区をはじめとし
こ げんじょう み とき りょうしん り こん
た子どもたちの現状を見た時、両親の離婚をきっかけとした
かいてい ほうかい ひんこん じ どうぎやくたい もんだい しんこく か
家庭の崩壊、貧困、児童虐待といった問題が深刻化してきて
います。そして、2020年当初から続いている新型コロナ禍に
ねんとうしよ つづ しんがた ころ な か
よって、様々な困難を抱えた若者や子どもたちを取り巻く
さまざま こんなん かか わかもの こ と ま
じょうきょう しんこく か
状況は、より深刻化してきています。

わかもの こ と ま あら じょうきょう ふ
このような若者と子どもを取り巻く新たな状況を踏まえて、
すみよしりん ぼ し ぎょうすいしん せん たー き ほん じ ぎょう そうごう
住吉隣保事業推進センターでは、基本事業としては総合
せいかつそうだん じ ぎょう こ し じゅがくしゅう えん じ ぎょう すみよし
生活相談事業、子どもの自主学習支援事業として住吉べん
きょうかい ことぶき りょうりしきゅう と く
きょう会や 寿 こども料理食堂などの事業が取り組まれていま
す。また、住吉輪読会や住吉日本語教室も定期的に開催され
ていますし、60年を超す歴史を持っている住吉・住之江同和
じんけんきょういすいしんきょう ざい かつどう じ みる けいぞく
人権教育推進協議会の活動も地道に継続されています。

こん ご じ ぎょう はってん ふか ふう
今後、これらの事業をさらに発展させ深めていくために『冬
うみ まな い か しょうてん
の海』から学べることは、以下の諸点があります。

ひと どう わ どう わ ほうい じょうきょう じんけん ほうい じんけんきょう
その一つとして、同和保育・同和教育を人権保育・人権教
いく じょうきょう はしら すいしん ひつよう てん
育の重要な柱として推進していく必要があるという点です。とり
わけ、住吉地区をはじめとする子どもたちが持っている可能性
すみよしち くと こ も か のうせい
を最大限に引き出す保育・教育、部落差別を許さない子ども
そだ ほうい きょういく すいしん もと
たちを育てる保育・教育の推進が求められています。

ふた め すみよしち くと しゅうしん せいねん あんてい しょうきょう じゅう
二つ目には、住吉地区出身の青年が安定した職業に従
じ しゅうしよくさ べつ せいねん あんてい しょうきょう
事できるように、就職差別をなくしていくこと、安定した職業
じゅうし しえん
に従事できるように支援していくことです。

みつ め ぶらくさ べつ ゆる し みる よろん こうちく
三つ目には、部落差別を許さない市民、世論を構築していく
ことです。このためには、市民啓発の推進が必要です。その際、
ます こみ は やくわり すく だいに だいさん ふう
マスコミが果たす役割は少なくありません。第二、第三の『冬
うみ てれ びばんぐみ せいさく ほうえい もと
の海』のような、テレビ番組の制作・放映が求められています。



住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお礼とご寄付のお願い

2021年12月1日から2022年1月31日までにご寄付をいただいた方と金額です。これ以外にも2名の方からご寄付をいただきました。ご本人の意思により、お名前の公表を控えてさせていただきます。

大橋奈美、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部、
西脇邦雄 <順不同・敬称 略>

合計金額: 495,000円
2021年度の合計金額: 1,920,000円

2021年度寄付の目標額 200万円
～みなさまのご支援をお願い申し上げます～

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自
主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事
業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、
人権教育推進事業などを公益目的事業として実施し
ています。具体的には、支援を要する方々の身近な相談
場として、学習支援の場所として、また地域の誰にも
開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研
修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業
を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えら
れています（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受
け付けております）。いただきましたご寄付は、法人で
実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事
業推進センターの維持管理に使わせていただきます。
私たちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いいた
します。なお、公益法人に対してご寄付された方は、税
制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人
または法人の所得から一定額が控除されます（くわしく
は事務局までご相談ください）。

【ご寄付の方法】

銀行振込、クレジット決済サービスで受付中です。直
接事務局へのご持参いただいても結構です。ご寄付の
際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

<事務局> 住吉隣保事業推進センター

住所：大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
電話：06-6674-3732

<振込先口座>

大阪信用金庫 住吉支店（店番号041）

普通口座（口座番号 0115047）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

<クレジット寄付>

「CANPAN 決済サービス」

* 詳細は本ページ「クレジット決済により」をご覧ください。

2021年度賛助会員を募集しています！

当法人の事業活動を後援する賛助会員を募集して
います。加入していただければ、当法人の活動をまとめ
た機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法
人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いた
できます。

<年会費> 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費
と一緒に、当法人にご提出ください。

クレジット決済により

ご寄付・賛助会費の納入ができます！

365日 24時間どこからでも寄付が可能です。また、
「継続寄付（賛助会費）」と「都度寄付」をお選びいた
だけ、寄付先の事業を選択することも可能です。

インターネットで「CANPAN決済サービス」を検索し、そのページから「公益財団法人住吉隣保事業協会」(または、以下アドレスをご入力いただくか、QRコードをご利用ください)をさらに検索し、「継続寄付」か「都度寄付」を選択してください。みなさまのご支援、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。



★CANPAN決済サービスをご利用になるには、利用登録が必要です。

<https://kessai.canpan.info/org/sumirin/>

講座のご案内

「人権のまちづくりを考える」 すみよし連続講座 2月例会

テーマ:「こどもの自尊心をはぐくむために」

日程: 2022年2月12日(土)

時間: 14時~16時

会場: すみよし隣保館 寿 3階 大会議室

参加費: 500円(賛助会員は、250円)

定員: 15名(先着順)

申込・問合せ:

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

でんわ 06-6674-3732

*新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、講師の方とオンラインでつなぐ形式での講演会となります。オンラインで参加することも可能です。



岩崎 順子さんのプロフィール

和歌山県海南市生まれ

公益財団法人和歌山県人権啓発

センター 登録講師

一般社団法人 京都グリーンケア協会 講師

2021年度 住吉部落史研究会
関西テレビ放映『冬の海 一部落解放への道』
を見てこれまでの住吉地区をふりかえり、
これからを考える



日程: 2022年2月19日(土)

時間: 13時30分~15時30分

場所: すみよし隣保館 寿 3階 大会議室

参加費: 500円(賛助会員は、250円)

定員: 20名(先着順)

申込・問合せ:

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

でんわ 06-6674-3732

*新型コロナウイルス感染症の状況によって、中止する場合があります。

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

さまざまな媒体で情報を配信しています!

ホームページもチェック



すみよし隣保館 で検索

Facebookもチェック



すみよし 寿 フェイスブック

で検索

Instagram



@sumiyoshi_kotobuki

YouTube



チャンネル登録をお願いします!

